

(写)

龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第33号

龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例

(龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成29年龍ヶ崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害賠償義務) 第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長等に届け出るとともに、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。	(損害賠償義務) 第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長等に届け出るとともに、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長等</u> が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成26年龍ヶ崎市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(損害賠償) 第12条 使用者等は、図書館の施設、附帯設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>市長</u> が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。	(損害賠償) 第12条 使用者等は、図書館の施設、附帯設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、 <u>教育委員会</u> が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成30年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（損害賠償） 第14条 入館者又は利用者は、資料館の施設若しくは附帯設備又は資料を毀損し、滅失し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。	（損害賠償） 第14条 入館者又は利用者は、資料館の施設若しくは附帯設備又は資料を毀損し、滅失し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。